

認定通知書の住所・地名表記変更のお知らせ

◆**令和6年4月1日認定分から長期優良住宅及び低炭素建築物に関する認定通知書について、「申請者の住所」及び「認定に係る住宅の位置」の表記方法を変更致します。**

○主な変更内容

【申請者住所の表記方法】

- ・名古屋市外の場合、申請書に県名の記載がある場合のみ認定通知の申請者住所欄に県名を表記します。

【認定に係る住宅の位置の表記方法】

- ・複数の地名又は地番を含む敷地の場合、市側で行っていた法令の条文形式（「及び」、「並びに」、「各一部」）への修正は加えず、申請書に記載のまま認定通知書に表記します。
- ・区画整理事業中の区域について、仮地番の「仮〇番」の「仮」の削除は行わず、地番該当証明書に記載の表現のまま表記します。

※ 申請事務及び認定事務の効率化を図るため、簡略化させていただきます。原則として申請書に記載のとおりに認定通知書に表記しますので、誤記の無いようご注意願います。

皆様のご理解ご協力をお願いします。